

「第4回高知県南海地震条例づくり検討会」

日時 平成18年8月21日(月)
出席者 高知県南海地震条例づくり検討会：
青木宏治副会長、小野政子委員、土居清彦委員、半田雅典委員、
久松朋水委員、細川しづ子委員、多賀谷宏三委員、藤原亨委員、
上田瀧雄副会長
高知県事務局：

(司会)

最初に、皆さまにお知らせしなければならないがございます。会長の岡村先生が、ご病気のため欠席されております。今後のことにつきましては、先生の病状をお聞きしまして、役員会などでまたご相談をさせていただきたいと思っております。

それでは検討会でございますが、設置要綱の第5条で会議は会長が議長となると定めがございますけれども、先ほど申しましたように岡村先生が欠席でございますので、要綱第4条では、会長が欠けたときは、会長が指名する順に副会長がその職務を代理すると規定されています。役員会では青木副会長、それから上田副会長の順で会長代理を務めていただくことを決めておりますので、本日は青木副会長に会長代理として検討会の進行をお願いしたいと思います。

資料でございますが、会議の次第と、右肩にナンバーを付けた資料1から4をお配りしております。それから、資料1と2につきましては、前回送らせていただいたものから全面的に差し替えをさせていただいております。それとナンバー3の資料の15が差し替えてございます。途中、もし何か資料等分からなく、もしくは不備がございましたら、事務局までご連絡をいただきたいと思っております。

それでは会議に移らせていただきます。本日、欠席の委員は、岡村委員、西坂委員、武市委員の3名でございます。9名出席しており、委員の過半数の出席が認められますので、設置要綱第5条第2項の規定によりまして、本検討会が成立していることをご報告させていただきます。それでは会議に移りたいと思っております。青木副会長、議事の進行をよろしくお願いをいたします。

(青木副会長)

ただ今、事情説明がありましたように、岡村委員長の代理をさせていただきます。最初の会のときに自己紹介させていただいたように、専門家ではありませんので、岡村会長のようにはいけません。まだ2回ほど、今日と次回あたりは、決められた整理に従って論議を進めて、たくさんのお意見を出していただいて、それを整理するというので進めさせていただきますので、ご了承いただきたいと思っております。

それでは、事務局のほうから、各検討委員さんから意見が挙げられ、事務局のほうで整理されたものがお手元にいっています。その順序通りに、迅速、円滑にやっていければ

と思っています。5時までの長丁場ですから、途中で2度ほど休憩をはさんで進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。

終わる前に、高知会場と室戸とのワークショップの検討シートが出てまいりましたので、それも事務局のほうで取りまとめてありますので、その時間を取りたいと思います。

それでは順番通り、前回の要領で進めていきたいと思います。今日は、応急・復旧段階の、危険個所の点検のナンバー7からナンバー23までが配られているものです。で、次回に備えの段階に戻って、またシートが用意されるという流れですので、そういう全体像の輪郭を頭に入れながら、ご発言というか、検討を進めていきたいと思いますのでよろしくお願い致します。

ということで、最初に、シートナンバー7の応急・復旧段階の危険個所の点検ということに入っていききたいと思います。

(事務局)

整理票はありませんが、事務局から簡単に説明します。

資料3ということで、課題整理票、施策の整理票というのを幾つかのテーマで作っていますが、この液状化やがけ崩れ、地盤沈下などから身を守るというテーマの中の危険個所の点検については、特に課題整理票のほうはまとめておりませんが、危険個所の点検ということについては、地震発生後にはがけ崩れなどの危険個所を点検し、点検の結果、危険性の高い個所は、早急に応急対策を実施する、といったこととなります。

また、危険情報を関係機関や住民に周知をし、必要な場合には避難対策を実施するといったことを行います。また、市町村では、災害対策基本法第63条に基づいて、災害が発生した場合などにおいて、生命や身体に対する危険を防止するために、警戒区域というものを設定し、その区域への立ち入りを制限・禁止したり、退去を命令したりといったことを行います。危険個所の点検に関しての説明は簡単ですが以上です。

(青木副会長)

それでは、毎回そうですが、録音して議事録をとる関係で、発言する時はお名前を必ずお願いします。危険個所の点検についてご発言をお願いします。書いていただいたり、記入したり、出していただいたものを補足するということについての発言でも結構です。自助・共助で、黒枠で取ってあるところ、備えの段階と地震発生時のところは無いんですが、応急・復旧の段階のところでは書かれているところがありますけど、どなたか補足というか、どんなイメージ、どんなことを危惧、背景に持ちながら、こういうことを記入していただいたのかといった発言はございませんか。

(多賀谷委員)

自助のところの「誰が」というところで、事業所には何かあるんじゃないかと思うんですが、つまり事業所自身が責任持って何かやらなきゃいかんという、自分たちの何といたしますか、工場なり何なり、そういった中で責任持つべきところがあるんじゃないかと思うんですけど、その辺何か情報はございませんですかね。

(青木副会長)

会長だったら答えるかもしれませんが、そういうやりとりの会のように2回ほどはいかないかもしれません。委員の中でこれに関連するご意見はありませんか。

(久松委員)

事業所の立場ということですけども、ちょっと何かというのは、例えばこういうことがというふうなことがあるんでしょうか。

(多賀谷委員)

例えば、液状化を起こしそうな埋め立て地に工場が建ってますよ、とかですね。その辺は土地を造成した人の責任の部分もあると思うんですけども、何か工業団地のような所をつくった場合ですよ。

(久松委員)

そういう面では、この備えのところでの今の地盤がいいのかとか、そういうチェックは事前に必要かなということは非常に思いますね。例を挙げれば、うちの会社は造成した工業団地に入っているんですけども、そういう意味では実際に液状化が起こるのか、起こり得るのかというふうな事前の心構えなり、チェックは必要かなと思うんですけど、この復旧段階でというのは、判断が我々でつくのかというあたり、例えば立ち入りしていいのか、そういった判断はなかなかつきにくいなと思って聞いていたんですけども。

(藤原委員)

今も久松委員さんが言われていたところで、判断するのが難しいというのがあると思うんです。応急・復旧段階において、県・市町村で判定されると思うんですけど、人数というのにも限られていると思います。そうすると、今自分たちが取りあえず避難している避難場所に避難できたらいいんですけども、そうでない場合に、ここにいていいのか、やっぱり避難すべきなのか、判断が非常に困ると思うんですね。そういう判定士の方々がどの程度の時期に回ってもらえるのか、またそういう立場の人はどういう目印があるのかということが分かっていないと、そしてどういう権限があるのか、またどういうことに従わなくちゃいけないのかということが、県民として必要な知識であると思います。

それとこの表で、県民の、応急・復旧のところで、地権者が利用者との話し合いが必要であろうということですが、応急の段階ではなかなか難しいのではないのかな。実際、話自体難しいと思うんですけども、これは事前にしておく必要もあるのかなという感じがいたします。そういう判定をする方が来ない場合において、何を目安に判断していくのか、ということも必要になってくるのかな。この特に災害後の、緊急の時間内がまだ長くない段階、その間が非常に気になるところです。そういった知識というのを、日赤の関係の方とか、災害復旧に関わっている方の意見を聞かせていただきたいと思うんですが。

(上田副会長)

先ほども意見が出ましたけれども、判定士の判定が間に合わない、人的にも間に合わない

いという場合の措置の一つとして、二次被害防止のために、自主防災とかボランティアとかあるいは避難している住民がどのような役割が果たせるかという問題でございます。二次被害防止のために、例えば家が傾いている、がけ崩れが一部しかかっている、橋が壊れかかっている、そういった状況を見た場合に、明らかに危険なところには住民は立ち入ったりはしないでしょうけれども、グレーの、どうかかなと思われるときに立ち入らないように、自主防災の方とかが協力して、判定は未定ですけれども近づかないでくださいという札（ふだ）が事前に準備されておれば、それをその付近へ掲げる。あるいは住民の方ができる方は張り付いて、そういった指導をするというような行為で、行政のそうした危険防止措置に協力するということが可能ではないかと考えております。

（青木副会長）

今質問のようなところも出ていますけども、それ以外のところでも、相互に関連する意見をお願いします。

（多賀谷委員）

今の話は問題が幾つか含まれているように思うんですが、最初に私が発言したのは、工場において何か危険なことが起こっている、あるいはさらに起こるかもしれない。そういうことに対して、工場、事業所などで何か対応すべきことがあるんじゃないかという話と、それから公のもので何か危険があれば、それは公的機関が、その監督機関が対応するものだと思うんですね。さらに問題点として、その対応が遅れたらどうしようかという話があるんじゃないでしょうかね、今の話の流れの中では、問題を幾つかに分解して一つ一つ議論したほうが、すっきりするんじゃないかというふうに思いますが。

（青木副会長）

そういう話のところではどうでしょうか。危険箇所と言っているけど、具体的にはどんなものを危険と考えているのかということについても、もう少しイメージを広げていき、ガソリンスタンドであったりとか、ガスの施設であったりだとかいうのもあると思うんです。積極的に近寄ったらいけないというだけではなくて、安全を確保するというのもあるでしょうし、家屋が危なくなっていたとか、土砂が崩れるかもしれないというところの危険箇所もあると思うんですね。そういう違いがあると思います。

それと判定士だとかの公的な資格を持った人が、立ち入り禁止をする場合と、危険だから、今言ったようなガスだとか、避難をする場合というのは性質が違うのではないかなと思うんです。

あと、地盤、がけ崩れ、ガスは破裂しないんですか。液状化したり、揺れた所での。ガス漏れからというようなことはないのかどうか。ここで言う危険箇所の点検ないしは、危険箇所を明示するということについて、応急・復旧段階での明示をしておくことについての危険とは何ぞやということをし少し具体化していたほうが、特定しといたほうがいいかなということをおもいます。

（多賀谷委員）

危険が何かということですが、今対象にしています液状化、がけ崩れ、地盤沈下という、地盤に起因することを言っているわけですね。例えばタンクの基礎が液状化で壊れるということですね。そういう現象が起こったときに大丈夫かどうかという話ですね。それから、がけ崩れも全く同じような話ですけども、がけが崩れる可能性があるかどうかと、それを判定する、判断するということですね。地盤沈下も同じような話だと思いますけれども。

どんなことが起こるかということ、ガスなり油なりのタンクが危険におちいるんじゃないかということが一つ。それから、道路や橋なども元はといえば、地盤に起因する問題が非常に多くて、阪神大震災でいろんなものが壊れていますが、あれは8割、9割はもうほとんど地盤に起因するものなんですね。地盤が引き金になっているんですよ。ですから、そういう見方をするならば、大部分の構造物の破壊というのもそこになってしまう。その地盤の問題に帰着してしまうということになると思います。

ですから、今の場合、そういう現象を特定する、それからその特定の仕方といいますが、その判断、判定の仕方というのをどういうふうにするかというふうに議論を狭めていくとするならば、この左の場合ですと先ほどから言っていますように、事業所で何かあるだろうということ。それからボランティアとして誰かこういう判断ができる人を動員するという、そういう話かなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

(青木副会長)

進行の中で、事業所は具体的には危険物何かだとか、いろいろあると思うんですが、そういうことを想定されているか、準備されているんじゃないかという意味ですか。

危険物・ガソリンだとか、ガス以外のところではあまり、普通の事業所ではそういう危険の判定ができるような準備というのは、勉強会、講習会のようなものをやっつけというような意味なんでしょうか。

(多賀谷委員)

今、会社によってどういうふうになっているか知りませんが、例えば営繕課とかいって、土木や建築の専門職員が居て、そういう判断ができるような体制というのは会社によってはあると思います。ですから、そういう人たちへのそれなりの教育、訓練が多分必要だろうなというふうに思いますけれども。

(久松委員)

大体仰っている意味は分かりました。仰るように、ここで言う危険箇所というのは地盤に関わるという意味で、いろんな損傷が起きる可能性がある。そういう意味では、公助のところに書いている二次被害の防止というようなことを事業所でどういう対策を打つかと、そういう意味ですね。それは非常に大事なことだと思います。地盤が崩れたことによってガス管が破裂するとか、それを元で止められるようになってるのか、そういうのをどういうふうにチェックし、止めるものは止めるといったことがありますし、タンクが倒れたりとか。事業所としてそういう二次災害の防止、火災含めて、そういうのを体制を組んでチェックし、そのための訓練を行うと。そういう部分は大事なポイントだと思いますね。

(青木副会長)

あと無ければ次の項目へ進めてよろしいでしょうか。

(藤原委員)

これに書いてある県民の自助のところでは地権者各自での対応ではうんぬんとか、地権者、利用者等の話し合いうんぬん、これは具体的にどういうことを指しているのか、ちょっと教えていただければと思うんですが。

(青木副会長)

これを書いたのは私ですが、避難したりという時に、事前にどの場所が、普通だったら住居侵入になりますけど、そういう避難場所として確保していいとか、やむを得ないから、隣地に避難しても良いこととの了解をし合っておくことです。事業所の場合で想定すれば、事業所で荷物置場にしているような所へ、避難して行ってもいいだとかということ事前に確保したらというだけのことです。それは権利侵害ではなく、入って利用したときにトラブルにならず、地震の場合には例えば車を移動するときにそちらに行ってもいいよということを確認しておいたらどうですか、というぐらいの、極めて素朴な考えです。

それではこの項目を一応終わりにさせていただきます。意見で出た部分は、これの中に取り込んでいくということになるかと思えます。

次に、ナンバー8です。これは施策の部分も若干ありますので、事務局のほうから若干報告させていただいて、それで論議をしていこうと思えます。

(事務局)

資料3のナンバー5の資料をご覧ください。この整理票は命を助けるというテーマで、緊急交通路の確保のための交通規制に関してまとめております。内容としましては、災害応急対策などに必要な人員や物資などを緊急輸送するために、緊急交通路を指定するということです。緊急交通路を指定したときには、道路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限する措置を行うこととなりますので、標章や証明書の交付を受けた緊急通行車両以外は通行できなくなります。これはあくまでも緊急交通路に指定をした道路ではということで、全ての道路が通れなくなるわけではありません。

また、道路管理者については、関係機関と協力をして緊急通行車両の通行の障害となる車両などを移動したり、緊急交通路の確保を最優先に、道路の応急・復旧や代替え路の設定といったことを行います。

実施主体としましては、県や公安委員会では緊急交通路の確保や指定、緊急通行車両の許可などを行い、県民の方は車両の通行禁止などを順守することになります。

法体系としましては、災害対策基本法に災害時における交通の規制などが定められております。緊急交通路の確保をするためには、行政間の連絡、事前の連携が必要ですので、要領を定めたり、必要な協定を結ぶなどの取り組みをしておりますが、県民の方に地震発生時に、交通規制への協力や車両使用の際の順守事項が十分に周知をされていないことや、南海地震が発生したときに、被災地によっては道路の崩壊やがけ崩れなどによって、物理的に緊急交通路が確保できないといった問題があるなどの課題もあります。

(青木副会長)

緊急輸送や交通確保という言葉が出てきます。緊急輸送というのは他人を助けたり、そういう輸送活動ですけど、交通確保というのは主としては自分がどう逃げるかだとか、自分がどうするかという問題という、多少ニュアンスの違いはあるのかなというふうに私は理解しております。要するに、自分の命またはみんなの、県民の命を守るために輸送活動に使うものと、自分が避難したり、または家族を守るために交通を確保する、逃げるという意味とはちょっと方向が違うのかなという、素人なりにそんなことを思ったりします。

そういうことからすると、車はできるだけ使用しないという、自分の命を守るためというか、家族の命を守る時にどうするのかという問題と、救助のためには、自助から言えば、まずは自分の足で、車を使わずに逃げるといった趣旨なのかどうかというあたりを少しご説明してもらったり、原則はどうかというのを自助・共助の部分含めて少し意見を出していただいた方に、どういう考え方でこの応急・復旧段階を、主としては応急を考えたほうがいいと思いますけど、ご発言お願いできればと思います。

あと、津波を想定したら、高知市内などではかなり車は走れなくなるというのが予想なんです。水に漬かってしまって、相当なところは車を使いたくても使えないという状態を想定するのでしょうか。放置自動車の問題の方がかえって大きいのかなとかいうことを想像したりします。車と道路とその利用者というの、どんなふうを考えて対応したらいいのかということですね。

施策のほうで説明のあったのは復旧というか、応急もありますけど、救急車の問題だとか医療機関の問題あると思いますけども、そういうことと一応区分けして、幾つかの観点から考えていく必要があると思います。この中でもリヤカーの話が、2回目ぐらいのときに道路確保のところ論争がありましたが、あれも結論はどのようなふうになったかというのについて、復習的な発言をしていただいても結構です。あまり指名するとあれですけど、土居さん、そういう体験的には一般的なルールはあるのでしょうか。

(土居委員)

現場に入って自分たちが救急活動する中では、一般車両に邪魔されて全然動けない。これは事実です。だから何回も行く中で、赤色灯を切れ、やかましいという形の中ですね、動けない状況も必ず見えてくるんです。だから、災害時は車に乗っちゃいけないということのソフトの面の教育といいますか、指導といいますか、そこの部分を徹底しない限りこの問題は解決されない、というふうに思いますし、それからどうしても救助活動に必要な動線の部分の道路に関する一般車両の通行止めも事前に決めて啓発活動をしていかなければいけない。それぞれ指定された病院がありますけども、その病院に入るルートに、一般車両がなだれ込むということが必ず出てまいりますので、発災後何時間はこの道路は人命確保のための道路であり、一般車両は入ってはいけませんというふうな事前のソフトの部分がやはり大事じゃないのかなと思っております。

私たちがいろんなアンケートを取っているんですけども、みんな分かっているんですね。分かっているんだけど実践できない、というふうな部分が数字で出ておりますので、そのところを実践できるようにするためには何が必要なかということ、我々はやはり

真剣に考えなきゃいけないんじゃないのかなと思っております。発災時には、またはある一定の時間には車は使わないということが一番、命の尊厳には大事な部分じゃないのかなという感じを持っています。

（青木副会長）

自助のところで書かれていますけど、自助の部分と、共助、公助という全部のところと共通して、発災時については、例えば医療機関の所の動線については一切使わない、使わせないということですね。ここでは自助のところに区分されて、車はできるだけ使用しないとなっていますけれども、そういうことと、共助のところでは緊急輸送の公正なる通行確保に協力するというようなことで書かれていますけど、そういう意味では、同じように医療機関、医療施設への緊急医療用のものについては動線確保のために規制をすると、禁止をするということですね。これは大原則というようなことになるかと思いますが。

（土居委員）

応急・復旧時じゃないんですね、私の言っているのは、備えの段階および発災時に、これらのことが実践できるようなことを、ある面では強制的に引かなきゃいけないんじゃないかということです。応急・復旧時も当然ありますが、その前に災害の場合には、人の命というのは時間との戦いなんです。要はいかに早く救命ができるかという部分です。日射病でも 25 分以内に手当てしなきゃいけないよということを、この間の新聞に書いたんですが、時間が命を奪っていきますので、どうしても発災時に動ける体制を作っていく必要がある。基本的には車はほとんど使えない。なぜならば橋が倒れている。そして電柱が倒れている、家屋が倒れている。いろんなものが道をつぶしているわけですので、ましてや津波、こうしたものに関しては、道はほとんど使えない。そういう前提の中で、車というものがどうしても出てくるならば、要はもう運べるという前提の中で考えたときには、そうしたものを、もっと大事にしなきゃいけないのかなという感じを持っております。

（青木副会長）

第 3 回検討会の資料をちょっと今パラパラと見たら、ここの部分は意外と弱くて、発災時は当事者を救うということだけになっているので、今の土居委員の発言からすれば、この部分を逆に言うと、幾つかの原則を取りだして、発災時のほうに、3 回のときにちょっと検討した部分に入れるということの必要があるかもしれません。

（藤原委員）

今、土居委員さんが言われていた事前ということですが、ちょうど東京に行った時に、この道路は緊急時にはうんぬんという看板がはってありますので、ああいうものも当然必要になってくると思いますし、特に高知県でしたら幹線道路が非常に限られていますので、東西のことを考えたら、まず主要な道路、県民も車に乗ろうとした時に、使う道路が緊急交通路になると思うんですね。だからこそ余計に、そういう周知徹底も高知県などでは特に必要だろうと思いますし、山も多いですから、土砂崩れを考えれば、この車での輸送が非常に困難な状況の中で救援を待たなくちゃいけないとか、緊急輸送がしなくちゃいけな

いという危機感を県民の方にも知ってもらわなければならないかと思えます。

(青木副会長)

補強の意見だと思いますが、ほかにどなたか。緊急輸送活動、交通確保対策というところで、使わないようにするのはいつごろまで控えるべきかというあたりだとか、もう少し厳密なシミュレートしてみる必要があるかなというふうに思います。どの程度の制限をいつごろまで続けることがより良い早急な復旧につながるのかなど、バランス取りながらやっていく必要があるのかなという思いもあります。

もし、無ければもう次にいかせていただきます。次のナンバー9です。他県等への応援要請という部分で、施策整理票のほうでは、ナンバー6になっています。

(事務局)

資料3のナンバー6についてご説明させていただきます。

この整理票では命を助けるというテーマで、他県などへの応援要請を行うことについてまとめております。内容としましては、迅速な救命・救助を行って県民の生命などを災害から守るため、自らの能力では対応できない場合には、災害対策基本法に基づいて関係機関などに速やかに応援要請を実施する、といったこととなります。

災害対策基本法では、応援を要請する場合は、応援に要した費用は、原則派遣を受けた機関が負担をするといったことになっております。また、応援を要請されたほうの機関としては、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないと規定がされています。応援活動を円滑に実施をするために、事前に協定や覚書とかいったものを結んで内容の検討を行っております。災害県への応援については、災害対策基本法や協定などの内容に従って実施をすることになりますが、地震発生直後の混乱状況を考えると、地震発生前に関係機関と様々な調整を行っておくことが必要です。

また、今後、東南海・南海地震の応急対策活動要領を国で作っているんですが、その応急活動要領に基づいて救助や救急、医療、消火活動などのその具体的な活動支援内容の計画を国でまとめておりますので、県としてもそうした国の応援を受け入れるための具体的な受援計画、受け入れ計画を策定していくことが必要です。

(青木副会長)

ここは、意見の記入が少ないんですが、南海地震条例ができた場合には、陸路でつながっている四国圏内っていうのは、徳島、香川は同じような被害で、陸路で入ってこられるところということだったらかなり限定されると考えました。瀬戸大橋とか鳴門の陸路がつながっているのがどうなるか分からないですけども、どこをメインにというか、四国三県はもう期待できないと考えるのかどうかっていうことは一応シミュレートしておく必要があるのではということです。自助・共助のところではなかなか、頼ったら駄目だということの心構えでそういうのを、まずは自助のところから言えば、そういうことを前提に考えるところから、知っておくべきかということの思いで書きました。ほか、あまり意見も書かれてないんですが。

(事務局)

整理票について補足でご説明をさせていただきます。他県等への応援の要請という意味で、何を要請するのかといった部分について、先ほども、東南海・南海地震の応急対策活動要領が国で定められて、これに基づいて具体的な活動内容が今後取りまとめられるといったことの説明をさせてもらいましたが、救助、救急、医療、消火活動、こういった要員が県内で不足する場合には要請をするといったことが考えられますし、それから食料とか飲料水、それから生活物資についても県内では足りませんので、県外へ要請をするといったこととなります。現状でいうと、例えば四国内でそういった応援協定、あるいは中四国と応援協定とか、さまざまな形で応援協定は結んでいます。ただ、それは例えば風水害、地震、それから国民保護の危機事象、そういった事をまとめた協定になっておりますので、実際に南海地震が起こった時にどういう形で県外から支援をしていただくのかというのは、国が広域的な調整をしていくこととなります。例えば、食料とか飲料水であれば、国が、例えば全国的な団体がどれぐらいの量を持っているのかということ把握していますので、農林水産省のほうから団体に要請をして、高知県にはこれぐらいの量をここから持ってきますよと。例えば、九州からどれぐらいの量を持ってくるとか、そういった具体的な計画を今、取りまとめているところです。

それから、例えば自衛隊であれば、どこの部隊が高知県にどういうルートで入ってくるのかとか、消防であれば緊急消防援助隊を構成しておりますが、どこの隊が高知県に入ってくるのかとか、そういった計画を作っているところです。実際にはどれぐらいの被害が及んで、どれぐらいの応援が必要なのかは、今の段階では分かりませんが、やはりこういった応援要請については初動が大切ですので、国のほうは国のほうで東南海・南海地震の被害想定を出しておりますので、高知県で例えば医療で救助の必要な人はこれぐらい出ますねとか、あるいは避難者がこれぐらい出て、物資がこれぐらい不足しますねとかいう必要量を、被害想定に基づいて算出をして計画づくりをしているというふうな段階です。今、計画づくりをしていますんで、今年度中にはそういった計画が外に出されるということになるかと思えます。

そういった計画に基づいて、高知県としては、それを受け入れるための体制、例えば物資であれば、物資の拠点を構えたりとか、あるいは外から部隊が入ってくるのであれば、ある一定広いスペースが必要ですので、そういった拠点となる広場の把握であるとか、そういったことをしていかなければならないというふうに考えています。

(青木副会長)

応急・復旧の段階での要請で、これは公助の部分と、具体的に配給する時などには一定の体制が取れていないと、混乱を起さるかもしれないということはあるかもしれませんが。要請と書いてあるけれども、現実にこれが起きてくると、陸のルートからちゃんと届くんだらうとか、海のルートはどうだろうとかがいろいろあると思えます。空路の問題もあると思えます。

先ほどの東南海・南海地震応急対策活動要領で、公助というか県のほうで取りまとめて、その中でまた報告を受けて、応援があったときに、それを県下でどういうふうに具体的に、円滑・適切に配分・給付ができるかどうか、ということをもた検討したらよろしいですか。

もう一つ、ナンバー10までいって、ちょっと休みを取ることになります。

(事務局)

資料3のナンバー7をご説明させていただきます。この整理票は、命を助けるというテーマで医療活動についてです。内容としましては、災害によって医療機関が被災をし、多数の負傷者が発生するときに、負傷者に県及び市町村が医療機関と連携をして医療などを提供することになります。大規模災害の時には、大量の負傷者が発生をするため、限られた医療資源を最も有効に活用し、より多くの人命を救うために、トリアージを実施することによって、災害時の負傷の程度や治療の優先順位を判定することになります。

実施主体としましては、市町村では直接、地域住民の生命や健康を守るための医療救護活動を行うことになります。具体的には医療救護所、これは県内で今82カ所指定されていますが、医療救護所では、中程度の患者および重症患者への応急対処および軽症患者に対する処置を行うということになります。ただ、軽症者については、家庭での救護とかあるいは自主防災などによる自主的な救護活動による対応が原則ということになります。

また、救護病院、これは県内では52カ所が指定されていますが、救護病院では、医療救護所では対応できない中程度の症状の患者あるいは重症患者の処置および収容を行うということになります。一方、県の方では、市町村で対応できない広域的な医療救護活動を行いますので、災害医療対策本部や災害医療対策支部を設置し、医療救護活動の総合調整を行うことになります。具体的には、災害支援病院や広域災害支援病院においては、救護病院で処置が困難な重症患者の処置や収容を行います。また、応援班の派遣とか医薬品の搬送といったことなど、市町村の医療救護活動の支援を行うことになります。

現行の取り組みとしましては、高知県災害医療救護計画に基づいて、医療救護体制を強化するための災害医療対策会議の設置や、研修とか訓練を行っておりますが、通信体制とか緊急輸送体制の整備、医薬品や医薬用の資機材の確保、医療救護施設で活動する医療関係者の確保など、たくさんの課題がございます。また、災害時の医療救護を円滑に進めるためには、県民による自助・共助による家庭救護や相互扶助活動、それから緊急輸送などの後方支援が必要です。

(青木副会長)

医療の専門用語は私にとって分からない部分もいろいろあるんですが、最後の部分の補足をお願いします。施策整理票の最後のその他のところに、1万1,000人の負傷者が発生すると予想されています。これはどんな原因でどんなところからということが分かれば、医療活動の必要性がどういう根拠できているのかというのが少し分かると思います。それについて対策の取り方のところと繋がりますのでちょっと補足してください。あとも、トリアージについて、ほかのところを読んだことありますけど、この中で知っている人もいるし知らない人もいますので、ちょっと補足をお願いします。

(事務局)

その他の項目で約1万1,000人の負傷者が発生すると予想されています、というふうに書いてありますが、これは平成16年に、南海地震が発生した場合の被害想定を高知県が

ら出しています。被害想定の設定、前提条件というのは非常に細かく難しい方法でやっているんですが、当然負傷者が発生するというのは、家が倒壊することによって発生をしたり、あるいは津波によって発生をしたりということで、そういったことを積み上げ、計算してこの1万1,000人の負傷者という計算しています。

一方、死者については9,700人ということで、そのうちの7割が津波によるもので、2割が揺れによるものといったこと、被害想定については各委員のほうにも資料提供ということでお送りさせていただいているところです。

それからトリアージについては、事務局からお答えをするよりも専門家である土居委員のほうから、お答えをいただいたほうが分かりやすいと思いますので、すいませんがよろしくお願いします。

(青木副会長)

最初ですみませんが、トリアージというのはどういうものかというのがほとんどイメージできないところです。基本のところを言えば、こういうのは誰がどういう場面でやる、やる資格のある人または素人は誰がやるんですかということだと思うんですけどね。どういう場面でこのトリアージという場面が大事というのを、土居委員の方からちょっとご説明していただければと思います。

(土居委員)

災害医療と平時医療の大きな違いについて、県民の皆さん方に毎日のようにお話をして回っているんですけど、まずその違いを知ってほしい。平時医療は一人の患者さんに対してたくさんの薬剤およびメンバーを使って救命をします。しかし災害時にはそうした一人の患者さんに対してたくさんの医療従事者、薬剤を投与することはできない、助ける者を助けるということで救護活動が行われます。そのときに誰が早く亡くなっていくかというような部分、災害時には重症患者を早く探せということで、中傷患者、時間的余裕のある患者さんというんですけども「痛い、痛い、痛い、痛い」と言っている方に対しては、手当は時間差といいますか、時間をあけて後から手当をしますよというふうに、重傷、中傷、軽傷として、あともう一つ待機群というのがありますけども、あなたに手当をしておればほかの方が亡くなるからちょっと待ってくださいという形の中で、別に処置をしていく四つの群に分かれて医療救護活動を円滑にするという区分をされるシステムになっています。重傷患者をとにかく災害時には探すんだということで、早く亡くなりそうな方の命を確保していこうというふうになっているシステムで、医療機関の中にも軽傷患者とか、中傷患者はあまり入れない、パニックに陥るといった形の中で集中して手当ができるようにというふうに理解していただければいいんじゃないかと思えますけども。

(青木副会長)

これは要するに医療、お医者さんが判断するのですか。判定はどなたがするんですか。

(土居委員)

判定は、私たちもやりますけども看護師さんたちがやっていきます。現場ではドクター

は手当に集中してもらわなきゃいけないので、その前に医療機関の前段として患者さんを分けるという作業が出てくるんです。その作業をするのは私たち救急・救護の担当者とか、看護師さんたちとか、または救命士だとかいう方たちで、患者さんを、これ重傷だから赤タッグを付けて緊急輸送しなさい、この患者さんは黄色だから時間的余裕があるから搬送を少し遅らして構わない、または緑のタッグを付けた方は軽傷だから看護師さんが付いてメンタルケアの部分に入るといふような心のケアをやって、その場はとにかく苦痛の軽減を図っていくといふようなことがその現場で行われます。

だから限られた衛生材料と限られたマンパワーというのが災害時の医療救護活動であって、湯水のように使える薬剤、そしてドクターがいっぱいいるという現場ではありません。ドクターも看護師も同じ被災者です。よってお医者さんが残念ながら亡くなる場合もあります。私たちは地域に行ってお話することは、看護師さん、お医者さん、あなたたちが早く亡くなったりケガをすれば、あなたたちの地域はつぶれますよということを言って、自己保全に努めてください、人よりも早く亡くなってはいけませんよということをお願いしております。医療従事者に関しましては、こういうふうにして災害医療の怖さを一般の方にお話しております。

(青木副会長)

これは、応急・復旧でどれぐらいまでのところをいうのかが、若干疑問があります。発災時に自助のところではトリアージというのは、ここでいうとトリアージに協力する、トリアージに協力義務というようなことが県民自身については有り、今伺っていると自分で判断するというよりは医療従事者がやるので、県民自身はそういうのを被害意識にならないようにとか理解すること、痛いけど我慢するとか、判定を受け入れるということでもいいということでしょうか。共助のところでは、それはボランティアの人だとかというのが、トリアージをやる時には指示をしてくれるし、救急救命士だとか看護師さんだとかがやったことの医療体制のところでは言われたことを、きちっと指示を守ってやりましょうということになるんですか。共助の部分というのは入ってくるのでしょうか。

条例にトリアージを書くかというのはありますけども、医療のところでは一つの原則のようですので、そういうものが書かれたときには誰が判断をしてそれを受け入れる、協力するということがあって共助の部分もそれを理解、県民一人一人と同じように指示に従いかつ協力するということぐらいでいいのであれば、それでいいと思います。

(土居委員)

わたしたちは共守、共助、ともに守りともに助けなさいと言っているんですけど、最終的に傷病の最終決定はお医者さんがやる、医師法 17 条なんですけども、それ以外のことをしたら基本的には罰せられるわけですし、われわれに任された最善の手当というのは応急手当、救命手当、そして A、B、C、D、E というこの四つ、それからライスという原則ですね、そしてスリーティー (3T) という医療救護に必要な言葉があるんですけども、そうしたものを一般住民の方にやっていただき、そしてそれをトランスポートと言いますが、医療機関、救護所にどうやって運ぶか、簡単に言えば、アキレス腱を切った患者さんはうつぶせで運ばなきゃいけない、心臓をけがした人は前かがみの姿勢で運ばなきゃいけない、

熱中症の人とはというそれぞれの運び方があるんです。そういう現場でやるトランスポートを知っていただくということ。これがお互いに助けていく一つの大きな手段として、ともに助けてあげてくださいよと。

また今、平成7年のときに分かったクラッシュシンドロームというのがあります。このクラッシュにかかった時の患者さん、3時間以上の圧迫、挫滅の状態ですけど、助けてくれと垂木など重いものに敷かれた状態で救出されて、そして2日後や3日後に亡くなっていくんですけど、そういう患者さん、重たいものに敷けている方を助けるときには必ず駆血をしなきゃいけないよとか、そういう救助時の手当の仕方がそれぞれあるんです。そうしたものを知ることによって救命ができるという中で、一人ではできませんから地域で、それぞれのエリアで研修をしてくださいということをお願いしております。これが共助に繋がっていくし、それでもってそれぞれの皆さん方の、健康な方ならいいんですが持病を持っている方が薬剤を受けることが非常に難しくなってくる中に、そうした方を早く医療機関に搬送しなければいけないというようなことで、一応ここへ出ています透析患者ですけども、そうしたものが受けられる体制を早期構築するということも出てまいります。そうした専門的なものに関しては、ルートの確保とかいうことがありますけども、それ以外ではやはり早期手当、正しい手当をしていかないと、せっかく助けたのに亡くなってしまうという非常に残念なことが起こっているということが事実です。それをどうするかということが私たちの課題じゃないのかなと感じています。

(多賀谷委員)

今のお話で条例的にものを考えるならば、その場所にそういう判断をできる人がいない場合などに対して何か条例として手を打つことができるのかどうか。そのあたりの問題ではないかと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

(青木副会長)

今の多賀谷委員の発言と繋がると思うんですが、医療救護所というのが82カ所あると言われていたんですが、それがどんな体制で、どれぐらい、どういう人がどういう形の医療救護ができる体制になっているのか、準備がどうなっているのかということと併せて今、多賀谷委員の言っていたような形での今、医療、南海地震での起きたときの発生したときのこの、先ほど最初に1万1,000人の負傷者といったそういうシミュレート、想定ができているとしたら何人ぐらいの医療従事者が必要かとか、救護所がどんな体制なのか、そこには一応、医療と今の持病のような治療を継続していかないとまずいと、命に関わるような場合だとかという体制がどれぐらい取れているのかというあたりを事務局の方でもしあれば説明してください。これからと言うのもいいんですけど、82カ所、医療救護所が指定されているという話ですけど、どんな体制で今、多賀谷委員のほうで言えば、そういうときには何名ぐらい医療従事者と協力を得られるのかというところ掴んでおられる範囲でいいですが説明してください。

(事務局)

詳しくは分かりませんが、市町村のほうで医療救護所・救護病院を指定するというので、

先ほど数は言われたところですが、実際に例えば医療・救護病院については建物の耐震性が無い、要は旧耐震性基準の建物のところも指定をされているとか、あるいは実際に多くの患者が来られるときに医薬品などの備蓄がどうなのか、あるいは水の問題がどうなのかとか様々な問題を抱えています。その体制・整備という意味では、まだまだ課題がたくさんあります。これを一つ一つ解決をしていくために、関係者が集まって協議をしているという話を聞いております。また連絡体制、例えば県あるいは高知市が指定している災害支援病院、あるいは広域災害支援病院といったところと救護病院との連絡体制もやはり問題になっています。衛星携帯電話を一部の災害支援病院や広域災害支援病院は持っているんですが、そこと救護病院がどういうふうに情報連絡していくかといった課題もたくさんあって、そういったことも議論をしながら進めていると。その経緯については多分、土居委員のほう詳しいと思いますので、ちょっと補足をさせていただければ助かります。

(土居委員)

この病院の数ですが、これは平常時における医療救護体制の数でして、これが災害、発災時に全てのものが活用するかという決めてそんなことは無いですね。私たちがよく言うのは、医療機関をあてにしていけないよということなんです。だけでもそこに病院があれば、その病院は全部生きていますけども、そうではありませんと。病院も早く SOS を上げるような体制を取りなさいと言っているんです。というのは、今パソコンを使ってのいろんな情報交換訓練をしていますけども、災害時には自家発電があるところは非常に少ないんですね。公的なライフラインは無くなる、それでもってパソコンで使えるかといったらほとんど使えないということで、自分の病院が生きていないかはどうやって示すかと言うと、ヘリコプターは飛ぶことができるだろうという中で、自分の病院が生きているならば白旗上げなさいと、屋上に赤旗上げた病院は、うちは救護活動できないよと、早く生きた死んだという病院の掌握も非常に大事だから、その体制をひかなければいけませんよということをお願いしていますが、どうなっているか分かりません。

ただ言えることは人数がどうこうじゃなくて、その数はまともに考えてはいけないんじゃないのかなということはあると思います。そして今現在 1 万人の方が亡くなると言っていますけども、じゃ 1 万人の方が亡くなるならば 1 万人分の遺体収納ケースがあるのかといったときにはそのケースもまだ準備もされていない。赤十字に 11 体分あるだけです。今でしたらドライアイスを入れて持たせる遺体袋が 11 体しかないんですよ。1 万人の方が亡くなるっていった時にそれはどうするかっていうことですね。ほかの県も被災するでしょう、徳島も愛媛も。するとどこからそれをもらってくるのかっていうようなことで話したんですけども、うちの病院が本当に活動ができるかって言ったら多分アセスメントでは 1 階部分まで津波が襲うと出ていますので、そうなるとうちが救護活動に行けるかって言ったらなかなか行けないだろうという形の中で、応援体制はひいています。高知県の場合には山口県、そして鳥取県が医療救護の応援に入ってくる。それも岩国のヘリコプターを使っていったようなことを言っていますが、しかしなかなか道がない、入ってからどうやって室戸に行くのか、安芸に行くのか、四万十のほうに行くのかっていったときには非常に心細い状態で、やはり行きつくところは自分の命は自分で守る、自守、自助の教育といえますか意識をいかに高めていくかということに私たちは係っているんじ

やないのかなというふうに思っております。

(小野委員)

本当に重いお話を今、聞かせていただいておりますが、やはり土居委員が言ったように、自分の命は自分で守ることが一番大切なことじゃないかと思います。そして、ここに書かれております自助というところで、住民一人一人が簡単な応急手当をみんなができるようにすることもとても大切じゃないかなと思います。重い病気はもちろん医療の方に願うわけですが、心肺蘇生法、今、私たちも消防のほうでいろんな方に教えに回っておりますが、骨折の場合もその辺の木を当てるとかダンボールでくくってやるとか、そんなことは一人一人ができると思いますので、やはり先ほども言われておりますように備え、予防がすごく大切じゃないかなと思います。

(土居委員)

今、私たちが取り上げているのが、一家に一人は救急員という、各家庭一人は、救急のできる人を養成をしていこうというふうに働きかけをしております。しかし意外と、無関心、利己心、想像力の欠如および無理解という部分の壁がありまして、なかなか分かってもらえないということが一つのネックになっているということを報告しておきます。

(青木副会長)

折みて高知県災害医療救護計画でというのは、具体的にはどんなものなのかということについて必要があればまた検討しましょう。条例だとか施策の中でどうしていく必要があるかということも検討しましょう。あと何かありますか。

(藤原委員)

先ほどお話が出たように本当に医療救護所が実際、設置できるかは分からないと思います。その中で例えば、医師会とか看護師会との協定とかそういったものもどうなのかということも気になることが一つと、先ほどみんながそれぞれある程度の応急処置ができるような訓練ということであれば、やっぱりそれぞれの地域の中で繰り返し繰り返しやっていく必要もありますけども、ただ医療品というのも非常に限られてくると思うんで、例えばいろんな事業所、会社にしてもお店にしても幾らかのそういう備蓄の中にも医療品を備えておくということも必要ではないのかなと思います。

住民としてはまず、けがをしたとか助け出したらまず地元の病院へというような思いがまずいくんでしょうけども、それが実際いろんな病院に駆け付けて行ったらもう大変なパニックになると思うんで、ここは救護所になりうるころの病院なのか、ここはそうではないということはあらかじめ県民に住民に知らしておく必要があるかと思えます。

(細川委員)

私は医療関係に勤めているんですけど、先ほどからご意見が出ていますように、できるだけ自分たちでできることはしていただきたいなと正直思っております。看護師という仕事柄、どうしても自分の病院の患者さんを第一に守るのが私たちの役目だと思っております。

ます。またご家族もそういう思いで私たちの病院に患者さんをお預けになられている部分が多いと思うんですが、私も家庭を持っております、子どももおります、また年若い父親もおります。たぶん私はそういう災害時には家庭をほおって、医療のほうに携わらなければならないというそういう正直な思い、気持ちもあります。家族を守るのも私たちの役目なんだということと、医療関係に勤めている者が、すべて犠牲を払わなければいけないという思い、重たい気持ちはあるわけですが、できたら家庭が本当に一人救命という形を取っていただいて、講習にどんどん参加できるような体制をできるだけ取っていただいて、自分の命は自分で守るという気持ちを高めていない限り、なかなか患者さんのけがの治療や心の問題などにしても、私たちがすべて賄いきれるとは正直思っておりません。

（青木副会長）

それでは、だいたいこの部分で終わって、ちょっと休憩を取ります。今8分ぐらいですけど、3時20分から再開しましょう。

（休憩）

（青木副会長）

じゃあ再開したいと思います。

それで、今ちょっと事務局に聞いたら、今の医療のところでは、前回の施策整理票の中に医療活動の計画の概要図が出ていますので、今お持ちでない人も多いと思いますのでまた見ていただきたいということです。災害医療救護計画のフローチャートのようなものが前に配られています。

それでは若干急がせて申し訳ないですが、11のところでは孤立に備える・耐えるという問題から再開したいと思いますので。資料のシートで言うとナンバー8です。

（事務局）

それでは事務局の方から資料のナンバー8についてご説明させていただきます。

孤立に備える・耐えるということと、それから後のシートに関連する分ですが、避難生活や被災生活を送るというふうな2つのテーマに関連する話ですが、食料・飲料水などの備蓄と調達についてまとめさせていただいております。

内容としましては、地震発生直後は物流がストップをして、電気・水道・ガスなどのライフライン施設も被害を受けるため日常生活に不可欠な食料や飲料水などを確保することが困難となります。このため県民や事業所は必要最低限の備蓄を進めるとともに県および市町村では関係機関と連携や協力によって被災者向けの食料や飲料水などの備蓄を計画的に進めるといったこととなります。ただ大規模な災害においては被災した自治体だけで全てを備蓄や確保したりすることが困難となりますので、国や被災をしていない都道府県あるいは民間事業者などに要請をして不足する物資を調達することとなります。

実施主体としましては、南海地震が発生した場合は発災後3日間は道路の寸断により、外部から飲料水や食料の支援が受けられないといった恐れがあります。3日というのは根拠があるわけではないですが、一般的に家庭でも3日の備蓄に備えてくださいといったこ

とを言っています。3 日程度は道路が寸断して外から食料や水の支援が受けられないといったことも想定をされます。そのため市町村においては、少なくとも発災後 3 日間は外部から飲料水や食料の支援がなくとも自活できる体制を整備するといったこととなります。

また県においては、道路が次第に復旧する 4 日目以降の対応として広域的な観点から、外部からの調達や支援を受け入れるための体制を整備することとなります。県民や事業者については必要最低限の食料や飲料水などを備蓄をするといったこととなります。

法体系としましては、災害救助法では災害時における食料品などの応急救助について規定をされています。また災害対策基本法では、平常時から災害応急対応に必要な備蓄の義務付けが規定されているところです。取り組み状況につきましては、南海地震対策等に関する市町村課題検討会において、平成 18 年度からおおむね 5 年程度をめどに取り組む備蓄の目標を設定をしております。今後この目標の達成に向けて、さらに公的な備蓄や流通の備蓄を進めていくことにしております。

課題としましては、県民の方には食料、飲料水などの支援が届くまでの間、自ら備蓄した物で対応できるよう、平時から最低 3 日分、孤立が予想される地域では最低 1 週間分の備蓄を呼びかけているところですが、十分に確保できないということが思われることや公的備蓄を補う流通備蓄については、民間では経営の合理化などから在庫量を減らしているため必要な量が実際に確保できるのかどうなのかが、現実の話として分からないということ、確保できない場合にはさらに公的備蓄を増やす必要があるといったこと、また国においては東南海・南海地震で被災が想定される都府県に対して食料、飲料水などを支援するための計画をまとめておりますので、先に話したように、こうした国による支援、物資になりますが、物資を受け入れて配分・仕分けを行って被災した市町村向けに配送するための拠点を確保する必要があることなどが挙げられます。

その他の項目に記載をしておりますが、本県における避難所への避難者数 25 万 8,870 人と書いております。この避難所への避難者数についてはこれまで 4 万 6,961 人と公表してきました。4 万 6,961 人が 25 万 8,870 人ということで大幅に増えております。これはマスコミ等の記事でも見ていただけた方もいらっしゃると思いますが、この度断水の世帯についても避難者数に加えるなど、国の算定方法との整合性を図って見直しを行っております。その結果として 25 万 8,870 人と避難所への避難者数の数が増えております。

(青木副会長)

はい、どうもありがとうございました。

ではこれまでと同じように発言をお願いいたします。

(半田委員)

新潟中越地震のときに食料が不足したという報道があったことを記憶しています。不足していた原因は、市町村の段階での備蓄の問題でしょうか。それとも搬送が思うようにいかなかったのでしょうか。その原因が分かっていたら教えてください。

(土居委員)

公平の原則が理解されていないんです。災害時に行う公平の原則というのが何かと

ますと、今にも死にそんな苦痛の度合いによって人々を救助するという原則があるんですけども、均等に物を配ろうとすると、物が揃うまで待つわけですよ。だから行政が来ていてもすぐに配らない。これは神戸でもありました。体育館の裏に行ったら弁当の山。腐った山。配られずにパンの山。これが現実なんです。配っちゃいけない、で、結局もう冷えたもん食えるか、というわがままも出てまいります。だから、そのところ私たちは地域回りまして公平の原則というものをよく教育をしているんです。災害時には死にそんな人から助けてもらうんだよ、それまで元気な方はがんばってくださいという、食べ物もそう、弱者といわれるお年寄りそして乳幼児、この方から必要なものを配ってください、健康な方はちょっと辛抱してください、というふうな公平の原則をお話しております。

(事務局)

新潟中越では1週間経った後、県からも現地調査で入っていたんですが、1週間経った段階では食料は十分にあったと。全ての避難所がっていうことは分からないんですが、調査に行った避難所では食料は行き届いて、逆に余っているという現象も起こっていたという話を聞いています。多分発災直後については、こういった食料について、その被害状況をつかんでから対応するということになると思わず後手になってくると思います。実際に避難者数がこれぐらい出て、それに対してこれぐらい不足をするから調達するといったことをしていたら、かなり時間がかかると思いますので、今の国の支援体制づくりもそうなんですけど、東南海・南海地震での被害想定をしておりますので、それに基づいてこれぐらいの避難者が出るよということを仮定した上ですぐに初動するといったこと、今の対応としてはそういう対応に変わってきているんじゃないのかなと思います。実際にその被害の大きさが違えば、被害がより少ないであるとか、いやもっと大きい被害があるっていうことであれば、把握できた時点で修正対応していくといったことになるのかなと。そういったことが非常に重要になりますので、これからの公助の対応というのも、そういったことを踏まえて考えていかなければならないのかなというふうに考えています。

(藤原委員)

このナンバー11でいくと孤立集落に関してのことなんですけども、県のいろんな被害想定の中で、孤立するであろうと予想される場所というのはある程度特定されているんでしょうか。そういうことも踏まえてやっぱり自分らのところが孤立する可能性あるんだと、まず分かっているか分かってないか、ということも問題でしょうし、孤立集落の場合であれば、高知県の道とか山を考えたときに、果たして3日の備蓄で足りるのかな、特に孤立集落であればやっぱり1週間程度とか特定のところはもうちょっと必要なんだという意識を持つ必要もあろうかと思うんですが、いかがでしょうか。

(多賀谷委員)

今の質問に関連がありますので。中越地震とかあるいは神戸の地震と、今考えている地震というのは性格が大きく違います。神戸も中越も非常に局所的な問題ですね。ですからアクセスも比較的簡単ですよ。ところが我々が考えている南海地震は相当広範囲にわたって影響がありますので、考え方がかなり違うんじゃないかというふうに思います。そう

いったことも考えた上でのアクセスになっていると思うんですけども、対応に関してはそういったことを十分に考えての上ではないんじゃないかなというふうに私は思います。

(土居委員)

昨日も最初に私が講義をしたんですが、その中の地震の内容で、この3日という言葉を使っていないんですね。やっぱり6日間、というのは先ほど多賀谷委員が言ったように救援は遅れるだろう、ということで、簡単にヘリで持ってくるって言っても、ヘリにも必ずほかの県の要請もあります。最終的に高知県だけに救援がすぐに第一として来るかということそれは当てにしてはならない。せめて水だけでも1週間分を置いておいてください。水さえあれば何とかなる、ということで1カートン2?入りで6本入っていますけれども、あれを家族の数に応じて備蓄をしてください。お水だけは飲めなくなりますよ、よく私のところは井戸だから田舎だからって言葉が出てきますけども、そうじゃない、水脈が全部狂う、狂ったら汚れた水が出てくる。そんなもん飲めませんと、水道は破裂します、水はありませんということをお話をします。要は完全に孤立をするということを前提として生活してください、ということをお願いしております。

それに対して行政がどういう条例をつくっていくのかということを考えていただければ、当然そこに一つの線は出てくるんじゃないかと思えますけれども。

(久松委員)

その水のことで、備蓄という考えばかりなんですけども、よく阪神大震災の後でも地震の規模がどう、というのは私なんかよく分かりませんが、例えばプールの水を飲めるようにする装置とか、川の水、今濁った水でも簡易に、緊急用に飲めるような装置とか、最近そういうのがいくつか出ているんですけど、例えばそういうものをこういう孤立集落など孤立されることが予想される地域には設置するとか、そういった単に備蓄ではなくてそういったものを準備していくとか、そういった発想も一方で必要なのかなというふうに思ったんですけども。

(青木副会長)

今のようなのは技術的な進歩の問題とか対応の問題ですね、いろいろあるかと思えますね。今はどうか知りません。昔だと学校だとかにプールは冬でも水を張って使って使ったとか、いろんなことを言っていましたけど。

(上田委員)

水、食料の備蓄を地域で、あるいは家庭でどれくらい確実にできるかということでございますが、自主防災で訓練して、水、食料の備蓄を確認してみましても、ほとんどできていないというのが実態です。それは意識が低いとかいろんな問題があるんですが、まず備蓄しなかったら、孤立したらどうなるかということをやはり事前によく周知して理解してもらおうということが大前提であると思うんです。

例えば、孤立したときに避難しますよね、避難して孤立したときに備蓄して持っていった人と持ってきてない人がおりますよね、持ってない人は何も水も飲めずに、持ってきた

人が自分だけ飲むかといったら、そうもできないですね。やはり困っている人は助ける、これが共助でもあるんですから。そうすると、いろんな人に迷惑をかけるということもあります。それから、自分が本当に生き延びようと思ったら、地域の多くの人と一緒に助け合って生き残ることが最善の方法だということを、意識の根底に持ってもらうということ、いろんな機会に啓発していくことが大事ではないかと思います。それからもう1点は、津波が瞬く間に来て家ごと流されるという箇所の備蓄、それをどうするかというのが、逃げる場所が近くにない、逃げるのが精一杯というところについてどのような方策をとっていかかということも、十分に検討していくことが必要だということのように考えております。

（青木副会長）

いかがでしょうか。都市型と山の方だとかの違いもあったりすると思います。簡易トイレの問題だとか、都市型の場合であれば水洗のトイレ、水が使えないというところでのトイレ、飲料水の問題、生活用水の問題など、大きくあるかと思えます。

さっき出ていた3日にするのかがどうかというのは県のほうはずっと繰り返し出ていますから、それらについては多分これは条例そのものにはならないと思いますが、啓発で備えるためのですね、ガイドブックなりガイドラインだとかいうようなことのところでは書かれると思うので、混乱するよりは一定の指針としては共通理解を持っていたほうがいいと思います。委員の中で割れているとすればできるだけそれは共通理解を、折を見てやっていったほうがいいかなということで、事務局にも検討をしていただければと思います。地震対策の広い意味のガイドラインがあってそのうちから条例にはこうなるということになってくると思いますので、その辺について多少意思統一というか、先ほど事務局も3日というのがそれほどはっきりとした根拠があるわけではないというふうに仰っていましたけど、その辺についてもまた検討をしていきたい。経験を生かしながら、やっていければというふうに思っています。

次の避難所ですね、避難生活のところでは避難所の設置、運営。ここにも避難所の食料、水等の調達と関連で出てきますけれども、主としては避難所の設置について。

事務局のほうからお願いします。

（事務局）

資料3のナンバー9についてご説明させていただきます。整理表では避難生活や被災生活を送るというテーマで、避難所の設置・運営についてまとめさせていただいております。内容としましては、災害によって被害を受け、または受ける恐れがある場合、避難しなければならない住民を一時的に収容し保護するために避難所を開設いたします。避難所については学校や公民館など既存の建物を応急的に整備をして使用するということが通常なんですけど、これらの適当な施設が無い場合には野外に仮設物などを設置し、または、天幕を借り上げて設置をするといったこととなります。

避難所の指定とか開設、運営については市町村が行い、県は市町村が行う避難場所の確保や避難所の運営体制の整備への支援を行うこととなります。

法体系につきましては、災害救助法の中で、災害時における避難者の収容や保護などの応急救助について規定がなされております。

課題としましては、指定された避難所には、建物の耐震性を有していないものや、津波の浸水地域にあるといったものがあるため、地震が発生したときに使用できずに避難所が不足するといったことが懸念されます。一番下のその他に書いていますように、避難所への避難者数として25万8,870人ということが被害想定の中で出ております。この方々を避難所に収容するために避難所が不足するといったことも懸念をされているところです。

また、避難所で対処すべき事柄というのが食料や飲料水などの提供から各種情報の提供、衛生管理、避難者の健康管理、プライバシーの保護など多岐にわたりますので、施設管理者と避難者や自主防災組織などが協力して運営に当たることが不可欠となります。このため事前の対策として運営マニュアルを整備したり、避難所の運営訓練、あるいは生活体験訓練の実施などが必要になってきます。さらに避難所のトイレの問題や、あるいは避難所での生活が長期化しないように、早急に応急仮設住宅を建設すること、あるいは要援護者が安心して生活できる体制を整備した福祉避難所といったものの確保などが挙げられます。

(青木副会長)

同じように質問含めて意見含めて発言をお願いいたします。

(土居委員)

各災害において、過去いろんな避難所をずっと回って来たんですけども、何ら変わらないのが避難所生活で、旧態依然の活動が展開されているということがもう事実でございます。神戸のあの避難所生活、そして中越の避難所生活、何ら変わっていないんですね。それに対して、じゃ行政が、というようなことになるわけですけども、避難所を開設するというふうなことで、今マンションうんぬんといって非常にいいニュースが飛び込んできているんですけども、避難所として設置したときに、その裏には何かというと生活を立ち上げていかなきゃいけない、衣食住の問題を準備しておかないと、そしてもう一つ、プライバシーの保護を準備しておかないと。または、心のケアといいます、集団生活における睡眠不足、血圧が舞い上がる、持病が飛び出てくるという部分を兼ねての、総合的なケアのできる体制ができて初めて避難所と言えるんですよ。そのところがほとんどできていない、これに対して我々はメスを入れる、高知県独特の、避難所の運営についてやはり考えなきゃいけないんじゃないのかなという。未だ学校関係が公民館および体育館またはグラウンド、そうしたところが避難所になっているんですけども、それを運営する、学校ならば先生方が、避難所運営の仕方を知らない。ここに、一つの問題も出てまいります。

それから広場に避難所を建てるということになりますけれども、広場に勝手に自分たちの生活エリアを作られますと、緊急のヘリポートができなくなりまして、肝心な患者さんが送り出せない、というような問題も出てまいります。そうしたことから避難所の運営については、地元のそれぞれの、被災を受けなかった方または近県の方たちの中で、赤十字防災ボランティアとか、または社協のボランティアとかいうふうな方たちの訓練がされているんですけども、しかし実際にその鍵を持っている方、公民館館長とかいう方がおられるんですけども、そうした方がなかなかその訓練を受けてこないという形の中で大きな問題があるというふうに感じております。

(青木副会長)

ここについてドキュメントとかでいるんなところからこの避難所の、体験の蓄積がだいぶ出てきています。

マニュアル、運営のマニュアルがありますけど避難所っていったらこれとこれが備わっていることだとか、さっきのでいうと耐震、二次被害がでないようにだとか、一定の医療サービスが受けられるだとか、水等の備蓄だとか、避難所として備えてかなければいけない構造物上の基準なりサービス上の基準はあるものなんですか。

(事務局)

県の地域防災計画の中での避難所の選定基準が定められておりますが、耐震構造を有する安全な建物であることとか、避難者1人当たりの面積がおおむね2平米以上であること、水や食料の供給が容易でトイレの利用ができること、こういったことが定められています。

(青木副会長)

それに付加して高知県が何か独自の選定するときだとか、こういう点はなくても補充できるとか、代替的にできるだとかというのはありますか。

(藤原委員)

高知県の場合特に、さっきの孤立とも関連はするんだらうと思うんですが、山が多いだけに、例えば学校にしてもがけ崩れの危険地域に入っている学校が避難場所になっているとか、そういった場所もありますんで避難場所はやはりもう1回精査する必要があるんじゃないかならうかと思います。そして身近なところで自分たちのところの避難場所にしても、ここはやはりこういう面では使えるかも分からないけども、例えばこういう面では弱いところだとか、例えば自分のところでも避難しやすいのはしやすんだけどもここで生活を送るとなると非常に難しいところだということもあるでしょうし、やはりそういう見極め、弱点も知るといことも必要だらうと思いますし、学校の先生うんぬんも土居委員さん言われていましたけども、学校が避難所になった場合に必ずしも先生がそこに居るとは限らないですけども、でもやはり感じるのは、その先生が今地元に住んであれば地元の人間になりきってもらって、ここで避難生活を送るとしたら自分らに何ができるか、そういうところも、これは教育委員会のルートになるかも分かりませんが、やはりそういう意識を持ってもらいたいなと思います。それを地元の中でやっていきたいと、今動きをしているんですけども、ちょっと距離を置いて、子どもに対しては総合学習うんぬんでやっても、さあいざここでというところの意識がちょっと薄いようにも感じます。

それとあと、備蓄に関して、やっぱり先ほど言った、避難場所として機能できるのかどうなのか、100%オーケーということはまずないと思いますけども、少なくともこれは使えるところだということであればそこがやはり備蓄自体をできる場所を確保しておくこと、必要だらうと思います。

あと心配なのは、やはり高知県は平地が少ないというか土地が少ない。限られた広場に、テントを張ってしまったら、それこそヘリが下りられる場所すらも少ない、かろうじて学校かな、でも学校は避難場所になる、そこにそういうことになったらますます危険度が高

いんかなと思います。そういったところの意識も高めておく必要があるし、それと公的なところが避難場所になる。この被害想定からしても避難場所に行けない方々も当然多くいらっしゃるはず。そうすると入所型の福祉施設にいらっしゃる方はまず避難場所には行けないと、行くことは非常に難しいという判断もしておく必要もあると思います。逆に福祉施設であれば入所型の施設であれば耐震うんぬんも比較的優先されますので、無事である場合がある、被害は多少あったにしろ、そしたらそこに住民がどっと来て、中に居る人もおるんだけどもさらに外から来て困ったという例を神戸の報告で聞かせてもらったことがあるんですが、そういった間の情報を整理していくコーディネーター役をきちんと構える必要があるし、日常からもそういう協定とか地域とある程度、この状態であればここまで受け入れますよ、逆にうちはこういう方がいるので協力をお願いしたいというふうに、特に入所型の福祉施設には配慮が必要だと思います。

(久松委員)

その他のところに書いているこの避難者数という数字ですけども、断水によるものを除きましても 11 万 7,000 という大変な数なんですけども、こういう数字が出ているということは、地域別にこういう例えば幡多地区で何人とかそういう振り分けがきちっとできているのかということと、それに対する避難所との、断水によるものならばそういうライフラインが対応すればちゃんと戻れるそういったその数の段階でつじつまというのが避難所との関係とか大体、合っているものなんでしょうか。

(青木副会長)

次と併せて仮設住宅の関連というのは、被災の予定数値というのと施策で考えていることがどういう形で整理されているのですか。

(事務局)

先ほどもちょっとご説明をさせていただきましたが、以前は 4 万 6 千何がしの数字があったのが、断水など国の計算書と整合性を合わせた形で再度、見直しをした結果 25 万 8,870 人という非常に大きい数字になっています。もちろんこれは市町村ごとに積み上げをしていますので、市町村ごとの避難所への避難者数というものも出ております。ちょっと各委員にはお渡しできてないですが、また後日お渡しいたします。本来はこうした被害想定の数値に基づいて対策がリンクをしていくということになるかと思います。もし 25 万 8,870 人の避難者が出るとしたら避難所を確保できるのかどうだろうかとか、そういった対策はリンクしておくべきだと思います。ただ現状でいいますと、避難所の指定自体は市町村指定するといったことで、県のほうでも避難所の実際の広さあるいは数といったところが整理できてない状況で、今、再度整理をしている状況です。もし、不足をするのであればどういった対応ができるのか、当然、避難所に指定をするのが公共施設を優先にしていきますので、学校であるとかそういうところはあらかじめにおいては避難所に指定をしているというふうな状況です。そしたらどうするのかと、民間で広いところがあれば、協力を求めていくといったことも今後の課題として考えなければなりません。

運営の話についても先ほどから各委員にご指摘をいただいているところですが、現状で

は過去の震災の経験が生かされた状態にはなっていないと言わざるを得ないのかなど。避難所を運営するに当たってはさまざまな問題が発生をしているというのは阪神・淡路大震災でも新潟の中越地震でも報告書の中に書かれているところです。そういったことを検証しながら運営の何を注意していかなければならないのかというのは、マニュアルをつくる中で議論していかなければならないことなのかなと思います。その対策は今後していかなければならないことだと思っています。

(久松委員)

それに関連して、結局その辺の整合性がとれるかとれないかということで、例えば先ほど言っていた企業がこういう提供を随時しなさいとか、そういうところが条例に必要なのかどうかという辺りも出てくるかね。

(青木副会長)

条例に出てくるというよりは、民間の協力体制の強さ、協力をどれくらい積極的に得るかというのと、協力をいただくときに具体的にはこういうことを考えているので協力をさせていただきたいというふうに持っていかなければ、ただやみくもに協力していただいでは無理でしょう。そういう意味ではある一定のシミュレートした予測、適正な予測、的確な予測を踏まえた上で、こういう種類のものをこんな形で用意できますかっていうのは一定つくることがなければ協力要請もできないだろうと思います。

(上田副会長)

過去の大地震における避難所の運営の仕方が、私は十分にまだ把握してないんですが、例えば何日か経って行政機関が出てきて運営の主体ができればそちらに住民とかボランティアの人とかが協力するという形になるんでしょうが、それまでに、公的機関がまだ間に合わない時に運営して立ち上げないといけない、その場合に住民の方もいるし自主防災もいるし、ボランティアの人もいるし、いっぱいいますよね。そういった人たちが協力して運営しないといけないわけですが、そのときに必要な運営のマニュアルというのが今までの経験の中であって、それを参考にして運営をした、共同運営の中でどういうやり方にするかというのを決めていったのかというようなこと、それから誰が統括するのかというのを決めてやっていったかということが多分大事になってこようかと思います。その場で、混乱する中で協力し合うことができるとしたら、そういったやり方のマニュアルや要領があればスムーズにいくんじゃないかというふうに考えますが、その辺も過去の経験を踏まえてどんなやり方があるか土居さんあたりは多分、分かっているんじゃないかと思いますが、ベターな方法を教えていただきたいと思います。

(土居委員)

避難所運営に行政の方を持ってくるというのが最悪の状況で、絶対に行政の方が入ってはいけない組織づくりをしなきゃいけないというふうに考えております。というのは、行政は最後の手段です。地域住民、避難した住民、そして避難所を運営している人たちの中で総務係とか会計係とか風紀係とかの役割分担をするんですけども、全体をコーディネ

ートするコーディネーターがいるわけです。その方が行政との間に入って、この地域からは水がこれだけ必要だとか、収容されている住民の方、何名ですとそれに対して必要事項全部アンケートを取るなり、必要事項全部まとめて代表者の方が行政に対して要請をする。その動きが一番理解されています。ダイレクトに行政として入ってきますと、もろに要は答えを求められるんですね。そうすると被災者の方から、答えを出してはいけない要求がいっぱい出るんですよ。わがまま、今でなくてもいいようなものもある。そうすると行政はそれに対して答えてはいけない、しかし答えを出さなきゃいけないという形の中で、職員が大変な苦勞をしている。だから我々はそうじゃないんだよ。行政も避難者だから避難者同士の立場で、そういうときは三方一両損と言いますけども、あなたもいい、あちらもいい、全体もいい、これを考えましょうってことが防災ボランティアリーダーとしてのリーダーの考えですよ、ということ各委員が防災ボランティアシステムを作っておいてお話をしていくと。行政を絶対に出してはいけない。その間に入る防災ボランティアコーディネーターというのが必要になってくる。そこで組織づくりを早くしていくことが大事だというふうに思っております。

(上田副会長)

よく分かりました。それで、条例に今土居さんが言われた内容を集約した運営の基本のようなものを入れるとか、そういったものも十分考えていけば実際に発災のときにスムーズにいくんじゃないかと思えます。

(土居委員)

県庁や役場に必ず住民が押しかけてしまう。大きな公的な役場、県庁、あるいは支所に入ってしまったときに、その受け入れ体制がどのような形でできているか、ここのところをしっかりと作っておかないと大きな問題として出てきます、ということに注意していただきたいと思えます。

(半田委員)

避難所を民の方で運営するという話だったんですけど。基本的には避難所の指定、開設、運営は市町村の責任なんですよ。実際、設置、運営は行政なんだけどもそこに民間と協働でやっていくような体制をつくっていかうじゃないかということですね。市町村が全く関わっていない避難所は無いですよ。行政を入れない方がいいというより、いかに官民協働で運営を行うことへの理解をすすめていくことが大事だと思います。

(青木副会長)

共助、自助含めてお話が出てきています。これは、避難所の規模だとか、先ほど言っていた避難の期間の長短もしばらくの間の仮設住宅に近いような避難所から、公設住宅につながるものもあるかと思えます。

次に、応急仮設では保健衛生ケアですね。心のケアの問題も大きいことが指摘されています。これは、整理票は作ってありますか。

(事務局)

保健衛生活動と心のケアということですが、これに関連して整理票というのは設けておりませんが、避難生活や被災生活を送るための保健衛生活動や心のケアとしては、県や市町村では感染症とか食中毒などの発生を防ぐために避難生活に向ける衛生の確保とか広域活動、遺体の処理といったことなどを行います。また生活環境の変化や災害によるショックなどによって、被災者は、被災された方は心や体の健康に不調を来す可能性が高いため、精神的なケアを含めた保健活動を行うこととなります。保健活動については昨年度に発生直後からの継続的な保健活動に取り組んでいくためのガイドラインを県で作成をしておりますが、護衛活動を行うために必要な薬剤とか資機材の確保、心のケアを行うためのカウンセリングの専門家の確保や遺体の処理体制の確保など、さまざまな課題もございます。

(青木副会長)

この避難所の生活のところ、クラッシュ症候群の問題や、そういう回復期医療ということですかね、お年寄りの住民の中のトラブル、ストレスですね、ストレス症候群ということがかなりあると思いますが、それを細かくそれぞれやっていますと時間が足りませんが、このところでの自助、共助の部分でいかがでしょうか。

(藤原委員)

この部分で公的な場所が避難場所に多くなると、そうやってきたときにこれだけの被害想定があれば遺体もかなりの数であると、そういった遺体安置所というの広い場所が必要ではないでしょうか。協定などを結んでいるような場所が避難場所と安置場所が同じところになるようなそういう状況もあり得るのかなというような心配もあります。あと備蓄で水・食料これはいよいよ我々ですね、やはり先ほどのところも関係してくるんですが、トイレの事もよく考えないと避難生活においては非常に大きな問題になってくると思います。衛生的にもそうでしょうし。

(土居委員)

この心のケアというのは非常に大事な部分で、9月は防災月間でありますけども、高知新聞に記事を書いてありますが、心のケアの部分は、いろんな病気を引き起こすということで、まず被災された方の生理的变化、血圧が舞い上がる、それから夜眠れない、そして夢を見るというふうな、非常に内的な症状を訴えて、それが継続する。そして最終的にだめになっちゃうというようなことが非常に多いんです。この心のケアをするボランティアの養成を今、赤十字はしているんです。とにかく話を聞く、聞いてあげるという、そういう体制の中で、最終的には精神科医の先生をお願いをする形になるんですけども、早期に心のケアを入れてやれば大概の方は、元に戻ってくる。こういう形の中で、阪神・淡路をきっかけにしまして、中越でも相当活躍をしております。

あと、今遺体の問題がちょっと出ましたけども、その遺体の処理、ひどいときには毎日のように出てくるんですけども、そうした遺体処理の現場は当然避難所とは分かれた個所に設置をするんですけど、結構、検視のお医者さんの部分と、警察官の部分が結構複雑でして。この間も警察官の方に検視を訓練しようと言ったところ、ちょっとできないと断ら

れております。その辺りも詰めていかなきゃいけないという感じはっております。

(藤原委員)

先ほどちょっと言いかけていたのは、先ほど土居さんが言われていたボランティアの関わりはどの段階からできるのかなというのを、経験上から教えてもらいたいです。

あと、心のケア。児童養護施設でも虐待ケースなどで心のケアうんぬん言われていますけれども。そこで思うのが、確かに直接的には心理のプロやケースワーカーです。でも、心のケアということであれば、実はその人が生活している周りの方全てが関わりを持っているんですね。それを狭い意味で心のケアをとらえると、医療の専門家、精神衛生の専門家とかカウンセラー、そういう人しかできないような意識を持つのが非常に怖いと思うんです。虐待関連でも同じですが、そういう狭い意識じゃなくて、もうちょっと広い意味の中でお互いが心のケアに絡んでいるんだという思いを持っていただきたい。心のケア、心のケアとよく言葉が独り歩きしてしまうんで、それをちょっと心配しています。

(青木副会長)

この部分には、自分が失業状態みたいになったこととは違うんですか。解雇みたいなのはここの対象には入ってこないですか。区分からいくともっと復興だとか、生活再建のようところでカバーをするでしょうか。失業して家族を養っていくことでのストレスがかなりたまってきたというのは、ルポタージュのテレビも見たり、読んだ記憶があるんですけども。カテゴリーとしては違うのかどうかという、ここの保健衛生活動・心のケアと言われているのは、直接的には被災生活、避難所生活のようなところをメインにしているのかというのを、実態のカテゴリーの問題ですけどね。

(土居委員)

どうしても、発災時におけるショック、そして自分が持っていたものが全て無くなったということのショック、そして身体的障害を受けたショック。こういう部分がまず第1にきています。そして時間経過とともに、これからどうしようかと。会社もつぶれたという形の中で出てくる部分ですね。それに対する法は当然要りますけども、私たちが医療の立場で入っていくときには、まず地震からの精神的ショック、前半の部分のショックに対するケアの部分で、そのショックから何が一番怖いかというと、いろんな持病を引き起こしてくるということです。そしてもう一つが、自分の持っている持病に対する不安感ですね。そうしたものに対するケア。そしてもう一つ今出てくるのが、最後になってきますけどもこれからの不安。そういう段階を追ったケアが出てきます。

これはもう、その被災された方に対していろんな相談をまず受けるんですね。私たちが行って、ずっと居る間でも、夕方になっても家の中に入らない。「おじいさん、おばあさん、なぜ家の中に入らないんですか」と聞くと、「怖い、予震が来る、またつぶれそうや、だから入れない」と相当精神的にまいっている。こうした方に対して、安心を与えるケアをやっていくことから、いろんな持病を引き起こさないようにするために、ゆっくり眠れるようにするために、血圧をグッと下げていくためにお話を聞く。こうしたことからスタートするんじゃないのかなというふうに思っております。

(青木副会長)

事務局の整理も、失業などは生活再建のところで作るという項目整理でいいわけですか。今の保健衛生活動・心のケアのところでは何かありますか。なければ次にいきますけどよろしいですか。じゃあ、次のシートではナンバー14。施策整理票の方は、これは無いみたいなんです。

(事務局)

特に無いです。避難生活や被災生活を送るということで、要援護者へのケアですが、これに関しての整理票というのは特にまとめておりません。被災者の中でも障害者や高齢者などの要援護者の方については、被災によって生活環境が大きく変わって、身体的、精神的にも大きな負担が伴いますので、それぞれの特性に応じて配慮しなければならない事柄を把握し、迅速かつ適切に支援をしていくことが必要となってきます。避難生活や被災生活においては、情報提供や避難所、住宅、健康、仕事などさまざまな面で配慮が必要となりますので、要援護者用の相談窓口を設置するなど、要援護者の要望を把握をして、民生委員などの福祉関係者や自主防災組織ボランティアなどと連携をして、きめ細かく対応していくことが必要となってきます。

要援護者のケアに関しての説明は以上ですが、なお、要援護者の命を助けるために、その取り扱いが問題となっております個人情報については、備えの段階で災害時の要援護者への支援というテーマを設けておりますので、その際に整理をし、説明させていただきたくということで、ここでは応急・復旧時における要援護者のケアについて説明させていただきました。

(青木副会長)

これはさっきの避難所の設置のところでも、要援護者用の特別な区画を作るのですとか、そういうことの問題もあろうかと思いますが、いかがでしょうか。

(藤原委員)

避難場所に指定されていれば、救援物資が優先的に来るだろうと思いますが、そうではなく、例えば身体障害者の施設で被災して、建物が何とか大丈夫だったと。でもその人たちにとって、避難場所へ移動することができなくて、避難場所ではないところでとりあえず生活しなくちゃいけないという時に、援助物資が公のところから直接来ることはまずないと思うんで、例えば近くの避難場所から分けてもらえるような、そういう連絡、パイプというか、そういったルートは作れるのか。またそういう連絡調整を誰が担っていくのか。それはどうなんだろうかなと思うんですが、教えてもらえればと思います。

(土居委員)

今までの経験では、隣の避難所から隣の避難所に物資を渡したということは、ほとんどありません。その避難所がもらったものは、全部自分の避難所のものとして処理しておりますので、余ったら隣にも分けにいくといったことは、あまりは聞いてはおりません。私

たちが特に入っていくのは、公的に避難所として認められたところは少ないんです。公的避難でない場所に、たくさんの方がおりますので、それを目安に救護活動をやります。ということは、公的な部分に関して当然情報は入っていますが、情報が入っていない苦痛を強いられている方がいっぱいいるんですよ。その方たちにまず手を差し伸べるとというのが、私たちの仕事でございますので、人間としての尊厳を確保するための手段として、避難所でない避難所を捜していくということです。もし、避難所でない避難所を作ったときには、これは教育過程で話をしていますけども、必ず行政に対して何丁目何番地の空き地に何世帯何名が、避難所を開設したということの報告だけは入れなさい。ただしそれがすぐに、公的避難所として認めもらえるかということは、これは頭をかしげますよ。ということは、救援物資がすぐに届くかといったときには、届かない可能性がありますよということでございます。

（藤原委員）

今のお話で大体想像ができるんですけども、そういった要援護者が生活している避難所ではない場所に、どこから救援物資なり生活物資が、やはり必要だろうと思うんです。これは、誰がどこからか調達できるように役割を担うべきなのか。本当に近くに避難所があれば、そこからこういうところだから普段から認識していれば、ああ、あそこだったら食料ちょっと渡しちゃらなあかんというようなところではあるのか。その辺どうかなと思いますね。

（土居委員）

それは、普段からの近所付き合い、お付き合いに尽きると思います。そのところがやはり顔が見えないと、どうしても自分たちのエリアは自分たちで守らなきゃいけない、というのが自主防災ボランティアコーディネーターの仕事ですので、それをほかに渡す、横流しをするということは多分できないと思います。だから普段からお付き合いがあって、そこにどうしても行けないからちょっと分けてもらえませんかというようなことになってきたときに、自主防災組織の役員会で話し合いがされて、隣の公的じゃないんだけどもそこからこう要請がきているが、ここに余っているから回しますか、どうしますかっていう話し合いが出てくるとは思いますけども、それに頼るよりも先に自分たちでそれを作って、避難所に関しては公、役場のほうに対して、行政に対して、ここに避難所何名作ったので回して欲しいということ、救援プログラムの中に、自分たちのチームも入れてくださいということをお願いするというのが一番ベターじゃないかなと思っていますけども。

（事務局）

事務局のほうから1点よろしいでしょうか。避難者の定義なんですが、避難所に避難をされる方だけが避難者ではないと。避難所に食事を取りにくる方についても避難者ということになるかと思います。その食料や水の、国の支援計画の中でも、避難所に避難をされる方をベースにしながら算定をしています、その何割かを、その避難所に食事を取りに来る方ということで、上乘せしたような形で計画を作っております。

ただ実際に、土居委員が言われたみたいな形で、行政として、公的な避難所以外の避難

所がすぐに把握できるのかといった問題と、それからそういったところにすぐに持って行けるのかといった体制の問題、運営上の問題というのが恐らく出てくると思います。避難所に居る方しか食料の確保しませんよという考え方ではないんですが、現実的に対応がすぐできるかという、後手になるケースが多いんじゃないかというふうには思っています。

（多賀谷委員）

今のような話こそ、まさに条例の部分だと私は思いますけれども、精神論の話はまた別だと思っただけですね。条例というのはやはり、そういった例外が出てくる、あるいは普通にやられてないことをやると。そういうことをどう扱うかということだと思っただけですよ。だから今のお話というのは、まさに条例で決める、ある程度縛るべきことじゃないかなと。私設のものも認めるのか認めないのかというのであれば、認めるということになるんじゃないかと思います。

（小野委員）

私も以前、阪神・淡路の被災に遭われた方で、今、語り部でやっている方が、その方は家がそんなに被害が無く、被災所に行かなかったためにもらえなかったというお話を聞きました。今、事務局のほうからそういうお話を聞きましてすごく安心しましたので、そういうことも入れて欲しいなと思います。

（青木副会長）

前々から出ているこの部分でも、要するに要援護者とは何ぞやということだとか、下の共助のところに出てくる、医療機関にかかっている人がいた場合の必要な援護の医療を含めた問題だとかをどういうふうにかだとかかかっているということもあるんです。特に洗い出すということが主たるテーマなので、ここで書かれているもの以外で取りあげなければならぬことがなければ、次に行かせてもらいます。

あともう一つ流れからいくと、次ですね、被災者の情報提供というのが、元から論議があったところなので、少し多分意見がたくさん出てくるんじゃないかなということです。その障害、情報弱者の問題だとかへの配慮の問題も出てきます。それは次回ということでお願いします。

（藤原委員）

高知県のほうで主導していただいて、福祉施設の事故などの対応、防災に関してもマニュアルを作成しようということで、テキストブック的なものが作成されました。そういった中には、そういう福祉施設であれば、あらかじめ関係機関と連絡取って、例えば医療機関とも連絡取ってとか、無線や電話の使用とも優先してもらえるように連絡取りなさいよと。それからいざ災害が起きたときに、救援物資をもらえるように、十分話してきなさいよということが出ているんですけども、いざ具体的に各福祉施設が動いていった場合、これ成り立たないですね。そういうことも頭に入れながら、この要援護者のところを整理してもらえればと思います。

(青木副会長)

ありがとうございました。

今のは要望ということでの項目、補強ということで。そしたらあれですけど、その 16、ナンバー16、17 をやるぐらいのところ。15 は武市委員がおられるときに。次回来られると思うんで。次回来られると思うので、そのところで何度も発言なさってましたんでね。当事者というそういう思いがあって委員になっているということも聞いていますので、そういう扱いをさせてもらって、16、17 をするぐらいで。あと 10 分ちょっとなるんじゃないかなと思いますが、そういうことでよろしいですかね。

じゃあ、次は仮設住宅も無かったですかね。住宅の確保についてお願いします。

(事務局)

シートを作成しています。資料 3 のナンバー10 になります。整理票のほうでは被災生活や、避難生活や被災生活を送るためというテーマで、応急仮設住宅の確保についてまとめさせていただいております。ちょっとボリュームが多いんで、はしょりながら説明させていただきます。内容としましては、住宅が全壊または流出をして、居住する住家がなく、自らの資力で住宅を得ることができない被災者に対して、応急的に仮設住宅を供給することです。自分の資力で住宅を得る方については自助でやってくださいと。そうじゃない方、自らの資力で住宅を得ることができない被災者に対して、応急的に仮設住宅を供給するといったことになります。

応急期では、必要な戸数や規模の把握。復旧期においては、資材や人員、財源の確保や応急仮設住宅の建設といったこと。復興期においては、応急仮設住宅の維持管理などの対応が必要となってきます。応急仮設住宅は、あくまでも一時的な仮の住まいということになりますので、早期に被災者への恒久住宅への移転を推進する必要があります。実施主体については、市町村になりますが、災害救助法が適用されると県が実施主体となります。

課題としましては、あらかじめ二次災害の危険の無い、建設適地を把握しておくことや、基本的な方針や想定される事務などを定めたマニュアルを策定する必要があります。

応急仮設住宅の供与以外に、住宅が全焼し、または流出し居住する住宅がなく、自らの資力で住宅を得ることができない被災者に対しての住宅の確保対策としては、災害救助法に基づく被災住家の応急修理といった制度がございます。一番下のその他に書いておりますが、応急修理については、その範囲は居室、炊事場、便所など日常生活に必要最小限度の部分で、費用は 1 世帯当たり 50 万以内です。要はその災害救助法の適用になれば、こういった日常生活の最小限の部分については、1 世帯 50 万以内で直してもらえると、住めるようにしてもらえるとといった制度も、また別の制度としてございます。

(青木副会長)

どうもありがとうございました。

ここも現実になれば、大工さんですとか、現実には人の問題がかなり大きく、確保できないで応援をもらったとか、ほかの被災地の所ではいろいろあったようです。大工さんでも、いろんな手抜きがあり、にわか大工さんができたりというようなことで被害が逆にあったようなところも聞いたりもしています。この部分についていかがでしょうか。

高齢者の要援護者への福祉住宅、仮設住宅だとかってということでは配慮されているようですが、高知の場合にはこの人数が相当多いです。高齢者だけで住んでいる人もいます。そういう人は、標準的な住宅では自活がなかなか難しいでしょう。プレハブの新しい台所というところで、うまくいけるかどうかだとかいろんな配慮があるんだろうと思います。そういうところでストレスもかなり出てくるんだろうと思います。

現実を考えてくと、どこに仮設住宅をどれぐらい棟を建てるのか、なかなかこの計画は言うは易く現実にしていくとなるとなかなか難しいでしょう。山崩れも想定されたりだということになると、建てる敷地がまずどこにあるんだろうかというようなことがあると思います。郡部だったら、土地はあるけど、現実にそれで建てるといいんだろうかというように、ケアのできる援助者がいるんだろうかということもあるんだと思います。

先ほどのも出てくるんですけど、これ実施主体が市町村の場合というのは、県は条例との関連で、これから施策という意味から言ったら、県自身が主体となってこういうことをしなければならないとか、こういうことができるだとかということをしていうのは、何か事務局では考えていることあるんですか。指導するだとか、計画を立てるといこととかです。

(事務局)

災害救助法の場合にはまたちょっと状況が違いまして、災害対応というのは、一義的には市町村が対応する、市町村が対応できない場合には、県が対応するという基本的な考え方です。災害救助法の場合には被害が非常に大きい、あるいは広範囲に被害が及べば、基本的には国が実施主体となります。県は国の機関として、その都度対応を行うということで、応急仮設住宅についても、災害救助法は適用されない場合には市町村がやることになるんですが、適用されれば実施主体は国の機関として県がやると。県がやるに当たって、県知事の権限の一部を市町村に委託をするという考え方で、非常にややこしい話なんです。ただ南海地震ということをとらえれば、被害が大きいので、当然災害救助法は適用されることになりますので、こういった避難所の問題であるとか、仮設住宅であるとか、こういった部分は県の責任というか、県が実施主体になるといったことになります。その条例での表現の仕方というのはまだイメージがわいていないんで、具体的にこういう項目が必要だよというふうな議論をする中で、どういうふうに表示をするのかということとは考えていきたいなというふうに思っています。

(青木副会長)

今の話を聞いていると、国の機関として県が大規模な場合にはやるという仕事があって、条例はそれを超えて何か独自にこういうふうに関することは、あるのかなのかということになります。その辺ちょっとイメージして、また論議しながら整理していく。お金の負担の問題とかその他計画、シミュレートする義務が県自身にあるのかなのかとかです。計画立てるといことについての権限の範囲は、整理していく必要があるかなというふうに思っています。

(半田委員)

運用のことになるかもしれませんが、仮設住宅の関係で、阪神大震災で大きな課題になったのは孤独死の問題だったんです。

それで、中越地震、私も行っていたんですけど、ちょうどそのもともと被災前の地域の町内会なり、その地域ごとに仮設住宅に入っていただくということ方法で、被災前の地域のつながりを維持する形で仮設住宅に入居していただくという形で配慮されていました。阪神のときはどんどん先着順で入れたため、仮設住宅における隣近所がもともと知らない方になってしまった。そのあたりの配慮というのはうまく生かされていたと思いますので、南海地震のときにも当然そのあたりは配慮すべきだと思います。

これ、備えの段階と書いていますが、応急・復旧ですよ。被災前の地域コミュニティーに配慮した仮設住宅の入居って書いているのが、備えではなくて応急・復旧の枠じゃないでしょうか。

(事務局)

事前にマニュアル作ったり、そういう取り決めをするときに、そういう配慮も必要です。多分両方にかかってくると。

(土居委員)

公助の部分で、県・市が応急仮設住宅の建設課の土地を握掌されていますか。こういうのも全部県がこれからしていくということで、データとして持っているということになるわけですかね。これと、それからもう一つ、必ずごみの山になるんですけども、そのごみを収集する広場なんかがちょっとしか出てなかったんですが、もっと公的な部分でごみ焼却する、または、どういう処理をしていくのかというような部分も少し心配をするんですけども、2点ばかり、このところで気がつきましたので、聞かしてください。

新しく仮設住宅を作る場合に、市町村が応急仮設住宅を作る広場をどこに決めているのかと。それを県として全部掌握しているのかどうか、これが1点と、その前にたくさんのごみの山ができるんですけども、濡れた物は使えない、壊れた物は使えない、それを1カ所に集めていくんですが、それぞれ市町村でそうしたごみ収集場所として指定した場所が全部決まっているかどうか、そこを確認しておきたいと思います。

(青木副会長)

はい、ありがとうございます。

公助のところでは事務局の書き込んだところです。

(事務局)

南海地震が起こった場合の、例えば避難者数とかいうのは先ほどからご説明をさせていただいたように、被害想定の中で数字が出ています。実際に避難者数を算定するに当たっては、例えば建物が全壊あるいは半壊とかいったことを計算して、避難者数の算定をしているんですが、実際にこの応急仮設住宅が、どれぐらいの戸数が必要になるのかというのは、それからなかなか導き出せないんじゃないのかなと。というのは、その自らの資力で住宅を得ることができる人については、応急仮設住宅が必要ないということになります。

例えば、自らのお金で家を建て直すとか、それはいろんな支援制度があるんですが、そういったのを活用しながら家を建て直す人については、仮設住宅は必要ないかもしれないですし、それから民間のアパートとか被害を受けていない所を借り入れる場合もあると思いますので、その中で仮設住宅の確保数というのは、なかなか事前にこれぐらいっていうふうなことは、決められないんじゃないかと思います。そうした中でただ何もできないかという、やはり仮設住宅を建設するっていうのは当然、公助としては必要になってきますので、実際に建てる段階で広い土地を探しているっていうことにはならないんで、事前に今、建設可能な土地を把握することが必要になってきます。あまり離れたところに、仮設住宅を建てることにはならないんで、ある程度交通やライフラインにも配慮した上でそういった土地を把握していくと。まずは、行政が持っている土地から順番ということになるのかなと思います。行政が持っている土地で足りなければ、民間が持っている土地をある一定期間借り上げて、そこへ建てさせていただくというふうなことも当然出てくるのかな。現状でいうと、そういった土地の把握はできていません。いろんな阪神淡路や新潟中越などの過去の教訓を見ても、そういった部分をあらかじめやっておく必要がありますねと指摘をされているところです。

もう一つのごみ問題、廃棄物の問題のお話もありました。こういった廃棄物の処理計画というのは、市町村が立てることになります。市町村が対応できない場合には、県が対応する。県が対応できない場合には、国が対応するといったことで、確か阪神淡路大震災のときには、埋め立てをしたとお聞きしているところですが、多分市町村におけるごみの処理場では、全く対応できるだけの物はないと思います。かなりのごみ廃棄物が搬出をされると思います。まずは、そういったごみというか、廃棄物を町中から移す必要がございますので、そういった意味でもその広い土地、借り置きをする土地を確保するというか、把握をしておく必要があるのかな。いろんな意味で、ある程度広い土地については、行政としては把握をしておく必要がある。その中で仮設住宅に適した場所、あるいはごみの借り置き場として適した場所といったものを考えていかなければならないのかと。こういったことについては、まだまだこれからの課題ということになってまいります。

(青木副会長)

そういう説明ですね。ナンバー17は意見があまりないんじゃないかと思い、そこまでといったんですが、いかがでしょうか。最後はもう5分もあれば大丈夫だと思います。

じゃ治安の維持ということで記入も少ないですが、読んだらぜひということであれば次回にまた発言してもらっても結構ですが、一応事務局から報告をお願いします。

(事務局)

シートの17について、整理票は資料3のナンバー11、12と説明させていただきます。治安の維持と物価の安定ということで、まずナンバー11で説明をさせていただきます。整理票では、避難生活や被災生活を送るというテーマで、治安の維持についてまとめております。内容としましては、地震や津波の発生時には県民の生命や財産を保護し、治安を維持するために警察活動が行われます。新潟の中越地震では、孤立集落の中の留守住宅などを狙った窃盗といった犯罪も発生したため、集落に通じるルートの検問を強化したり、

パトロールを強化したりといった対応をしております。警察活動については、こうした治安の維持活動以外にも、津波の注意情報とか警報とか余震などの地震関連情報を収集伝達したりだとか、被害実態の把握であるとか、様々な活動が行われます。このため県警本部には、県警本部長を長として、高知県の「警察地震災害警備本部」が設置されます。また、被災地を管轄する署ごとに署長を長とする「署地震災害警察本部」が設置されます。

課題につきましては、地域の被災状況や緊急交通路の復旧状況によって、警察の職員が参集できなかつたり、また他の都道府県の警察の応援部隊が円滑に派遣に応じられないといったことも懸念されるところです。

続きまして、資料3のナンバー12で物価の安定についてご説明をさせていただきます。内容としましては、消費生活と関連性の高い商品や物品の供給、または物価の安定を図るため、需給の状況や価格の動向に関する調査監視を行うとともに、商品などの供給または価格の安定を妨げる原因が事業者にある場合は、指導などを行うといったこととなります。

実施主体としましては、県では生活関連物資の買い占めや、売り惜しみなどによる供給不足、物価の高騰を防ぐために監視や指導を行うこととなります。生活物資の著しい不足や価格の異常な高騰など経済秩序が混乱し、または混乱する可能性が高く、社会生活に重大な影響を及ぼす事態が想定される場合については、国に対して緊急措置の実施を要請することとなります。こうした対応については、国民生活安定緊急措置法や生活関連物資などの買い占めおよび売り惜しみに対する緊急措置に関する法律、あるいは高知県の消費生活条例の規定に基づいて行われることとなります。

課題としましては、調査や監視に当たって平時から必要な物価調査の体制がないことなどが上げられるところです。

(青木副会長)

いかがでしょうか。それに備えることについて日常的に。一応生鮮食料品だとかは、供給とは言わないけど、外に出さなければかなり回ってくるのと、中越のように冬が来たら野菜が入ってこない地域とでは、またちょっと違ったりもするかもしれません。その辺について、実際どれくらい高知県下の場合には、地産地消じゃないけど高知県下の生鮮食料品でやって食べているのか。自給率じゃないけど、それがどれくらいになっているか知りませんが、そういうことも含めて体制づくりが求められるのでしょうか。数日間であれ1週間であれ、どういう体制でとるかということや、途絶えたときに事業所や、スーパーなどはかなり在庫を最小限度にするというのが、商業としては求められています。

(土居委員)

ライフラインがないと、電気、冷蔵庫と全部止まりますので、食料が即、間に合うかという、そうではないという前提の中で、やはり何か条例的なものが必要じゃないのかなという感じは持っております。季節にもよりますが、とにかく電気が通らなから、冷蔵庫は全部駄目になります。そうなった時にスーパーから借りてある物をもらったりとかいうようなことにも限界があるだろうし、やはりそのところ何か条例的な、生きていくんだよという部分の自給自足の、食料備蓄を各家庭でやる必要はあるんじゃないのか。水と同じような状態ですね。それを考えたほうがいいんじゃないのかという感じは持ってい

ます。

(上田副会長)

治安についてですが、警察に協力をして防犯パトロールを実施するというように記載しております。大規模な災害のときに警察は、検視班とか、防犯の班とかいろいろ分けるわけですが、絶対数が足りません。この場合も自主防災と同じように自主防犯という考え方で、住民が協力して、自分たちの財産は自分たちで守るという意味で、警察力の足りないところは防犯パトロール隊を編成して、見回りも実施するというようなことを何らかの形で、条例に掲げたらいいんじゃないかと考えております。

(青木副会長)

時間も過ぎました。残ったところでご意見ある方は、また次回しばらく続きますので、そのときに頭の中忘れそうだったら事務局に何かちょっと言っといてもらったり、自分でメモを取るなどしておいて下さい。

ピンチヒッターで司会をさせてもらって、知識不足もありますので、仕分けがうまくできなかったのですが、岡村委員長が来月は戻ってくることを期待して、次期の予定とワークショップの報告などをお願いします。

(事務局)

現在、お配りしています資料4は、7月に開催しました3会場での各県民の皆さんがつくられた班ごとのシートをべた打ちした物になっています。作り方としては、地震で心配なこと、困ることを皆さんに付箋紙に書いていただきまして、それをグループ分けして、見出しを付けます。それによって、その見出しに対しての対策について、自分か、地域か、行政か。それは今からすることか、被災後ですることか、について分けられています。話がそこまでいかないで、心配な事をたくさん出して対策を出した所で時間が足りなくて止まっているという班もありますが、皆さん今後またシートを書かれるときに、この中から共感するものなどありましたら、入れられていく参考になればと思います配布しました。

また、県民からの皆さんは、このワークショップ以外にも、お手紙で個別にいただいたり、皆さんいろんな課題を出してくださっていますので、こちらの一通りこの論点シートの検討が終わったあたりで、この検討会に出て来なかったけれども、県民から出ていることなどについて、また追加していくということに使われていくと思いますので、またお目通しをしていただければと思います。

次回は、8月に行われたワークショップの分が、9月の半ばまでにまとまりますので、お配りします。そして9月分は、10月にお渡しします。最終的にこういうべた打ちしたものが今現在、皆さんと議論しています検討シートの形に串刺しになって、似たようなものは一つのまとまった報告書になって、10月に出てくることになりますので、それもまたこの会でお配りすることになると思います。

(土居委員)

連絡といたしますが情報ですが、9月14日、サンピア高知で県下各地、高知県各市町村代

表防災ボランティアリーダーの研修会をやります。南海地震から命を守るためにという形の中で、災害医療と平時医療の違い、そして避難所で生き残るためのいろんな方策、こうしたことの訓練をやる予定になっています。関心がありましたら、どうぞご参加ください。

もう一つ、9月9日救急の日に、新聞に載ると思いますけども、これも医療従事者のための訓練をやります。

(事務局)

何かそれは、概要みたいなものはございますか。あれば、事務局通じて各委員のほうに、お返しをするということで。

(土居委員)

9月14日は、県と共同開催になっていますので、また後で連絡させていただきます。

(青木副会長)

関心と都合がございましたらということでご参加ください。

(事務局)

次の開催日時を確認を。場所については、まだ今からですが、9月12日火曜日の1時半から5時までというふうに、以前お話しした通りです。その後、皆さんの日程の入り具合等で不都合になられたということはないでしょうか。ご異議なければ、これでまた段取りをさせていただきたいと思います。実は、8月の29日ぐらいに、またこのようなシートを続きの作業等をお願いすることになるかと思っておりますので、また封書が送られてきましたら、中身の確認等をよろしく願います。

(青木副会長)

ちょっと時間をオーバーしましたが、今日はどうもご苦労さまでした。9月12日にまた、よろしく願います。